

若手研究者支援事業に関する Q&A

Q1. 重要な国際シンポジウム等というのは海外のみが対象でしょうか。

A1. 国内で開催されるものも対象です。

Q2. ポスター発表も対象になるのでしょうか。

A2. ポスター発表も対象になります。

Q3. 日本学術振興会の特別研究員も応募は可能ですか。

A3. 特別研究員の方は応募できません。

Q4. 留学生も応募は可能ですか。

A4. 応募可能です。

Q5. 国費留学生が申請し採択された場合、支援金額等に制限はあるのでしょうか。

A5. 支援金額の制限はありませんが、国費留学生の場合は領収書をもとに実費のみを支給すること、食事相当分は原則として支出できないことから、支給額及び内訳については、次のとおり、調整願います。

(1)出張に係る現地交通費については、日当の半額を定額で支出するのではなく、領収書をもとにした実費を支給する。(領収書がない場合、支給不可)

(2)宿泊費に朝食代や夕食代が含まれる場合、宿泊費の実費額から、1回分の食事につき、日当の半額を減額して支給する。(例：1泊の宿泊費に、朝食・夕食が含まれている場合、食事を2回とカウントし、日当の半額×2の金額を、宿泊費から減額する)

※本学の旅費支給要領別表で定める宿泊費単価は、食事相当分(朝食及び夕食分)を含めているため、支給可能な宿泊費の上限は、本学が定める宿泊料単価から日当を差し引いた金額となります。

Q6. 応募書類の作成が日本語に依り難い場合、英語で作成・提出しても良いでしょうか。

A6. 原則として日本語での作成を主としますが、これに依り難い場合は英語で作成しても構いません。

Q7. 旅費等の総額が支援上限額を超える場合、他の研究費と併用することは可能でしょうか。

A7. 本事業の対象者はあくまで他の研究費からの支援ができない方を想定していますので、他から支出可能な場合はそちらでの支援を受けるようにしてください。

Q8. 航空機、鉄道等の利用に際し、上位のクラス(ビジネスクラス等)を利用した場合は支援対象となりますか。

A8. 上位のクラスを利用した場合は支援対象にはなりませんので、ご注意ください。